

リブリオ行橋 文化交流施設利用案内

リブリオ行橋 文化交流施設利用について

本施設は、「行橋市図書館等複合施設条例」及び「行橋市図書館等図書館等複合施設条例施行規則」に基づいて運営されます。条例及び規則に定めのないものについては下記の定めによるものとします。

1. 休館日と利用時間

(1) 休館日

火曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日）、特別図書整理期間および設備点検期間

(2) ご利用時間 9:30-20:00

以下の時間区分単位でのご利用となります。

(9:30-13:00/13:00-17:00/17:00-20:00)

(3) ご利用制限

引き続き6日を越えて利用することはできません。利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含みます。

*6日を超えて連続して利用を希望される方は別途リブリオ行橋サービスデスクへご相談ください。

2. 申し込み方法

文化交流施設及びこれに附属する器具等の利用許可を受けようとする場合は、サービスデスクからお申込みください。ホームページから利用状況の確認及び仮予約を行うことができます。

(1) 受付

ご利用予定日からさかのぼって、6か月前の月の最初の開館日から、ご利用当日までに文化交流施設利用（変更）許可申請書ご記入の上、サービスデスクにご提出ください。

※ホールを利用希望の場合、ご利用日の1日前までに許可申請書をご提出ください。

(2) 利用料の納入

ご利用の前までに、館内券売機で購入した該当区分の利用券を、サービスデスクにご提出ください。文化交流施設利用（変更）許可書をお渡しします。

※ホールを利用希望の場合、ご利用日の1日前までに利用券をご提出ください。

(3) キャンセル料

ご利用になる方のご都合により、施設のご利用を取り消された場合、次の割合で、キャン

セル料をお支払いいただきます。

ご利用日の 5 日前まで・・・・・・・・・・・・・・・・基本利用料の 5 割（5 割返金）

ご利用日の 4 日前からご利用日当日まで・・・・基本利用料の 10 割（返金なし）

3. 事前の準備

(1) 打ち合わせ事前確認

施設のご利用方法や遵守事項、このほか必要事項について必要だと認める場合は、打ち合わせを行います。打ち合わせの日時は、前もってご連絡いたします。

(2) 当日までのご準備

会場の設営、場内、外の整理。チケット切り、接待などに必要な人員は主催者が手配ください。舞台、照明、音響など、技術面での人員手配も同様です。

舞台・会場設営にともなう消耗品、事務用品、案内用ポスター、看板、お茶の葉、ゴミ袋などは全て主催者が用意ください。

4. 利用当日

(1) ご利用いただく前に

文化交流施設利用（変更）許可書を必ずサービスデスクにお持ちください。利用する施設の鍵と利用手引きをお受け取りください。

※鍵と利用手引きはご利用終了後に必ずご返却ください。

(2) 責任者の配置

場内・外の安全と秩序を保つため、責任者および整理のための人員を配置してください。

(3) 目的外利用などの禁止

申請された目的以外に施設を利用すること、また、利用権を第三者に譲渡、転貸することはできません。

(4) 現状回復の義務

ご利用後は、設備、器具、備品などを元の位置に戻してください。

(5) 損害賠償

施設の設備、器具、備品などを破損、滅失した場合、損傷等の程度により、主催者の責任においてその損害を弁償していただきます。

(6) 管理責任の範囲

(ア) 不測の事態により、利用者、出演者、参加者、および観客などに事故が起きた場合、または余儀なく公演等が中止となった場合、当施設ではその責任をいっさい負いかねます。

(イ) 施設内での盗難やお客様同士でのトラブル、および駐車場で事故や破損、盗難などにつきましても、当施設では、その責任をいっさい負いかねます。

(ウ) 物品販売などの許可

パンフレットや音楽 CD など、物品の販売をされる場合は、かならず事前に許可を受け

てください。

(エ) 駐車場のご利用について

駐車場スペースには限りがございます。多くの集客が見込まれる場合は、そのむねご承知おきください。駐車場での盗難・事故等につきましては一切責任を負いません。

5. 利用にあたって（注意事項）

- (1) 条例及び規則に定められた事項については遵守してください。
- (2) 定められた場所以外でのご飲食はお断りいたします。
- (3) 施設内で、許可なく火気を利用しないでください。
- (4) 貼り紙をしたり、釘類を打ったりしないでください。
- (5) 他人に危害をおよぼしたり、迷惑となる言動はおやめください。
また、そのような原因となる物品や、危険物のお持ち込みは固くお断りします。
- (6) 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）以外の動物は入館、入室することができません。
- (7) 利用許可のない付属設備や、器具、備品はお使いにならないでください。
また、利用許可を受けたものであっても、所定の場所以外に持ち出さないでください。
- (8) 立ち入り禁止の場所にはお入りにならないでください。
- (9) 大道具や楽器、看板などの搬入、搬出はご利用時間の範囲内をお願いいたします。
また、これらの物品の一時預かり、保管は原則としてできません。
特別な事情による場合でもその保管責任はいっさい負いかねます。
- (10) ゴミはかならずお持ち帰りください。
- (11) ご利用にあたっては、かならず、職員の指示に従ってください。

※条例、規則、利用許可条件、およびこれらにもとづく職員の指示に違反した場合、利用条件の変更、もしくはご利用の停止、取り消しをすることがございますので、ご注意ください。

6. 利用料金一覧表

(1) 文化交流施設利用料

単位（円）

| 施設区分・利用区分 | | | | 時間区分 | | |
|------------------|-------------|-----------|----|------------|-------------|-------------|
| | | | | 9:30～13:00 | 13:00～17:00 | 17:00～20:00 |
| 文 化 交 流 | ホール | 平日 | 市内 | 3,100 | 3,600 | 4,000 |
| | | | 市外 | 4,600 | 5,100 | 5,700 |
| | | 土・日 祝日 | 市内 | 4,000 | 4,600 | 5,000 |
| | | | 市外 | 5,800 | 6,600 | 7,300 |
| | スタジオ (大) | 平日 | 市内 | 2,700 | 3,000 | 3,400 |
| | | | 市外 | 3,800 | 4,400 | 4,900 |

| | | | | | | |
|-------------|-------------|-----|----|-------|-------|-------|
| 流 施 設 | | 土・日 | 市内 | 3,500 | 3,900 | 4,400 |
| | | 祝日 | 市外 | 4,900 | 5,600 | 6,200 |
| | スタジオ (中) | 全日 | 市内 | 1,200 | 1,400 | 1,600 |
| | | | 市外 | 1,700 | 2,000 | 2,200 |
| | スタジオ (小) | 全日 | 市内 | 900 | 1000 | 1,100 |
| | | | 市外 | 1,200 | 1,300 | 1,400 |

備考

- ・利用時間が時間区分に満たない場合でも当該区分の全額をお支払いいただきます。
- ・時間区分が2以上にわたる場合、各時間区分の合計額をお支払いいただきます。
例：市内の方がホールを12:00～16:00まで利用した場合
3,100円+3,600円=6,700円のお支払いとなります。
- ・利用時間には準備および後片付けに係る時間も含まれます。
- ・行橋市図書館等複合施設条例6条2項の規定により開館時間に変更があった場合のご利用については17:00～20:00までの時間区分の利用とみなし、利用料金をお支払いいただきます。
- ・利用者が入場料（もしくはそれに類するもの）を徴収する場合には、以下の区分に従い、時間区分の割合を利用料に加算した額をお支払いいただきます。
 1. 入場料等が1,100円未満・・・・・・・・・・5割
 2. 入場料等が1,100円以上3,300円未満・・・・8割
 3. 入場料等が3,300円以上5,500円未満・・・・10割
 4. 入場料等が5,500円以上・・・・・・・・・・20割
- ・室内設備品および空調の利用料金はこの表の規定する利用料に含まれます。

(2) 駐車場利用料

単位 (円)

| 施設区分 | 時間区分 | | | |
|------|-----------|-----|-----------|-----|
| | 7時から20時まで | | 20時から7時まで | |
| 駐車場 | 60分 | 100 | 60分 | 100 |
| | | | 最大 | 500 |

備考 リブリオ行橋の来館者が駐車場を利用する場合は3時間まで無料になります。
ただし、リブリオ行橋の認証機で駐車券を割引処理した場合に限ります。